

平成 27 年 7 月 6 日  
(2015 年)

(仮称)吹田市立スタジアム建設事業に係る環境影響評価  
事後調査年次状況報告書(平成 26 年度版)の概要

環境部環境政策室

1 内 容

平成 26 年度(2014 年度)に行われた(仮称)吹田市立スタジアム建設事業の建設工事について、事後調査計画書(平成 25 年 9 月)に基づいて事業者が実施した事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめている。

本報告書は、毎年度、本市へ提出することとなっている。

2 受理日

平成 27 年(2015 年)6 月 30 日(火)

3 事業者

スタジアム建設募金団体

4 報告の概要と所見

(1) 大気汚染

工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(日平均値及び 1 時間値)については、建設機械及び工事用車両の種類、稼働台数・時間を把握することにより、排出量を算出したところ、評価書での予測値を下回っている。

本市は引き続き、排出ガスの少ない建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている大気汚染防止措置の確実な履行を求めている。

(2) 騒音・振動

建設機械の稼働による騒音・振動測定結果は、評価の基準値を下回っている。

本市は引き続き、低騒音・低振動型建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている騒音・振動防止措置の確実な履行を求めている。

(3) 環境保全措置の実施状況

工事の実施にあたっての大気汚染や騒音防止、環境配慮した製品の採用など 59 項目、施設供用にあたっての地球温暖化対策、自然環境の保全への対応など 28 項目、水循環、生活環境、廃棄物への対応など 17 項目、日照障害、景観、安心安全のまちづくりへの対応など 12 項目、交通混雑・安全への対応など 4 項目の環境保全措置についての実施状況又は実施予定を示している。

本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証するとともに、定期的な立入検査などにより、その履行状況を確認している。

## 5 今後の対応

本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守を求め、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導していく。